

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）（抄） （令和4年12月22日 第56回国家戦略特区諮問会議 資料3）

（救急救命処置の先行的な実証）

- ・救急救命処置の範囲の拡大について、改正救急救命士法（2021年10月施行）の効果の検証を行った上、特区提案を含む新しい処置の要望・提案について安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を続け、全国的な実施に当たって更なる検討を要すると救急救命処置検討委員会で判断された処置（カテゴリーⅡ）を対象として国家戦略特区で先行的な実証を開始することについては、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場として設置された「救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ2022年度中に一定の結論を得て、速やかに必要な措置を講ずる。